

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年7月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900125 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000014 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成18年12月21日は23万4,000円、平成19年7月23日は23万1,000円、同年12月21日は22万6,000円、平成20年7月17日は19万4,000円、同年12月26日は15万5,000円、平成21年7月22日は17万1,000円、同年12月18日は15万円、平成22年7月29日は14万7,000円、同年12月15日は11万7,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月21日、平成19年7月23日、同年12月21日、平成20年7月17日、同年12月26日、平成21年7月22日、同年12月18日、平成22年7月29日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月21日、平成19年7月23日、同年12月21日、平成20年7月17日、同年12月26日、平成21年7月22日、同年12月18日、平成22年7月29日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月
③ 平成19年12月
④ 平成20年7月
⑤ 平成20年12月
⑥ 平成21年7月
⑦ 平成21年12月
⑧ 平成22年7月
⑨ 平成22年12月

A社から、請求期間①から⑨までにおいて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間①から⑨までに

係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑨までについて、請求者から提出されたB銀行C支店発行の預金取引明細表及び同僚から提出された当該期間の賞与支給明細書(写)から判断すると、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

請求期間①から⑨までの標準賞与額については、上記の預金取引明細表及び同僚の賞与支給明細書(写)により推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は23万4,000円、請求期間②は23万1,000円、請求期間③は22万6,000円、請求期間④は19万4,000円、請求期間⑤は15万5,000円、請求期間⑥は17万1,000円、請求期間⑦は15万円、請求期間⑧は14万7,000円、請求期間⑨は11万7,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑨までの賞与支給日については、上記預金取引明細表で確認できる振込日から、請求期間①は平成18年12月21日、請求期間②は平成19年7月23日、請求期間③は同年12月21日、請求期間④は平成20年7月17日、請求期間⑤は同年12月26日、請求期間⑥は平成21年7月22日、請求期間⑦は同年12月18日、請求期間⑧は平成22年7月29日、請求期間⑨は同年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑨までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900126 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000015 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月16日は30万3,000円、平成16年7月16日は28万7,000円、同年12月17日は27万2,000円、平成17年7月15日は24万8,000円、同年12月16日は21万円、平成18年7月20日は20万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月16日、平成16年7月16日、同年12月17日、平成17年7月15日、同年12月16日及び平成18年7月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月16日、平成16年7月16日、同年12月17日、平成17年7月15日、同年12月16日及び平成18年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成15年12月
② 平成16年7月
③ 平成16年12月
④ 平成17年7月
⑤ 平成17年12月
⑥ 平成18年7月

A社から、請求期間①から⑥までにおいて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間①から⑥までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、B信用金庫本店営業部から提出された請求者に係る要求払移動月報、請求者から提出されたC銀行D支店発行の預金取引明細表及び同僚から提出された当該期間の賞与支給明細書（写）から判断すると、請求者は、A社から当該期間に賞与の支払

を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、上記の要求払移動月報、預金取引明細表及び同僚の賞与支給明細書（写）により推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は30万3,000円、請求期間②は28万7,000円、請求期間③は27万2,000円、請求期間④は24万8,000円、請求期間⑤は21万円、請求期間⑥は20万5,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑥までの賞与支給日については、上記の要求払移動月報及び預金取引明細表で確認できる振込日から、請求期間①は平成15年12月16日、請求期間②は平成16年7月16日、請求期間③は同年12月17日、請求期間④は平成17年7月15日、請求期間⑤は同年12月16日、請求期間⑥は平成18年7月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。